

静岡市立高等学校生徒課 指導基準

令和5年9月22日改定

| | |
|-------------------------------|--|
| <p>制 服</p> | <p><制服を正しく着用し、市高生としての品位を保つこと></p> <p>【男子】詰襟標準学生服</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学生服を脱ぐ場合は本校指定の白ワイシャツ、指定のカーディガンとする。 ・カラー・バッジを着用する。 ・内側の着衣が学生服裾、襟元から見えないようにする。 ・第1ボタンまで留める。 <p>【女子】指定のセーラー服</p> <ul style="list-style-type: none"> ・カラー・バッジを着用する。 ・女子スカート丈は、直立して膝の上端にかかる長さとする。スカートウエスト部分を折らない。 <p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定カーディガン以外の防寒対策は、学生服・セーラー服の下に着るもので調節する。下に着用するものは、紺、黒、白、グレー系のものとし、裾・袖から出さない。 ・指定カーディガンは前のボタンを留め、手の甲を出して着用する。自由購入だが、体のサイズに合ったものを選ぶ。 ・指定カーディガンを（白ワイシャツ、セーラー服の）上から着て学校生活を送ることはかまわないが、式典など特別な場合は学校の指示に従うこと。 ・制服（冬服）着用時は、気候により防寒着（コート等の上着）の着用を許可する。色は黒または紺の無地とする。（部活のジャージ等は認めない）防寒着は、特別な場合を除き校舎内での着用は認めない。 |
| <p>略 服</p> | <p>【男子】指定白ワイシャツ、開襟半袖シャツ</p> <p>【女子】指定白ブラウス、開襟半袖シャツ 長袖時は第1ボタンまで留め、リボンを着用する。</p> <p>【共通】半袖は原則として裾を出し、長袖は必ず裾をズボン・スカートの中に入れる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・冷房の効いた部屋で寒さを感じる場合は、学校指定カーディガンで調節する。 |
| <p>頭 髪</p> | <p>染色、脱色、パーマ等、一切の加工を禁止する。</p> <p>（髪留めは、リボン等装飾と判断されるものはしない）</p> <p>学業に支障をきたさない髪型で、高校生活を送ること。</p> |
| <p>靴 下</p> | <p>紺、黒、白の無地ソックスまたは無地ハイソックスとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ルーズソックスやニーハイ、リボン等の付いたソックス、くるぶしソックスは禁止する。（ワンポイントは可） ・黒の無地タイツ、黒の無地ストッキングを認める。レッグウォーマーは禁止する。 |
| <p>その他</p> | <p>化粧（色付きリップ含む）をしない。</p> <p>ニット帽子は禁止する。</p> <p>制服の下に着た物の襟やフードを出さない。</p> <p>サンダル、クロックス等での登校は禁止する。</p> <p>アクセサリ、それに準ずるものは身につけない。</p> |
| <p>靴</p> | <p>革靴または運動靴とする。ただし、ブーツは禁止する。また華美な色合い・デザインのものとは避ける。</p> |
| <p>アルバイト</p> | <p>原則禁止である。ただし、特別な事情がある場合は担任に相談した上で、生徒・保護者からの許可願の提出に対して審査して許可することもある。</p> |
| <p>免 許</p> | <p>3年次就職決定者で許可願の提出があった者に限り、12月2学期期末試験以降の自動車学校入校を認める。在学中の運転は認めない。</p> |
| <p>休日の登校</p> | <p>休業日の登校も原則制服とする。ただし、部活動等の関係で部活のジャージやチーム名入りのポロシャツ・Tシャツ等は許可する。サンダル、クロックス等での登校は禁止する。</p> |
| <p>携帯 スマホ</p> | <p>始業チャイム（月～金8:25、土8:20）から帰りのSHRまでは、電源を切り鞆にしまう。</p> <p>学校敷地内での歩きスマホは禁止。</p> <ul style="list-style-type: none"> *ルールを守れなかった場合、その場預かり指導・反省文指導・保護者への連絡等の指導を行う。 *生徒への緊急連絡は事務室へ電話願います。054-245-0417 |
| <p>選挙運動 政治活動 について</p> | <p>（1）学校の教育活動（授業、生徒会活動、部活動等）の場を利用した選挙運動や政治的活動については、すべて禁止する。</p> <p>（2）教育活動以外の場における学校の構内での選挙運動や政治的活動については、円滑な学校施設管理や生徒の学習活動への支障、学校の政治的中立性の確保への支障等が生じるおそれがある場合には、制限又は禁止する。</p> <p>（3）放課後や休日等に、学校の構外で行われる生徒の選挙運動や政治的活動は、家庭の理解の下、生徒自ら判断して行う。ただし、違法、暴力的又はそのおそれが高い場合や、学校生活に支障を及ぼす場合には、制限又は禁止することがある。</p> |

生徒みんなで改定した基準です。みんなで決めたことを、みんなで守っていきましょう。